

男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q 6 1 DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待対応の連携強化の必要な理由を教えてください。

A 6 1 政府は、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、地方公共団体、女性団体及びその他の関係団体との連携・協力の下、毎年11月12日～25日までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」（平成13年男女共同参画推進本部決定）を実施しています。

今年は、DV（ドメスティック・バイオレンス）と児童虐待の防止をテーマに、ポスターやリーフレットを作成し、更に、DV対応と児童虐待対応との連携強化の象徴として、パープルリボンとオレンジリボンを組合わせた「W（ダブル）リボンバッジ」を作成しました。



Wリボンバッジ

DV と児童虐待

—DVは子どもの心も壊すもの—

DV と児童虐待は同じ家庭で同時に発生している場合があります。子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

継続してDV被害を受けていると感情が麻痺してしまい、加害者に言われるままに子どもを虐待してしまうこともあります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあるのです。

DVの例

- 身体的暴力**
平手でうつ、げんこつで殴る、足で蹴る など
- 精神的暴力**
大声でどなる、子どもに危害を加えると言っておどす、実家や友人とつきあうのを制限する など
- 性的暴力**
性行為を強要する、避妊に協力しない など
- 経済的暴力**
生活費を渡さない、勝手に借金を作り返済を強制する など

児童虐待の例

- 身体的虐待**
殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
- 性的虐待**
子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト**
食事を与えない、子どもに関心を持たず育児を放棄する など
- 心理的虐待**
言葉による脅しや無視、子どもの前で家族に暴力をふるう (DV) など

—DV が子どもに与える影響—

DV は、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまい、子どものこころやからだに様々な影響を与えているといわれています。子どもは、常に緊張を強いられて安全感や安心感が育たず、他者を信頼できなくなったり、自分が DV の原因だと思う罪悪感や DV をとめられない無力感を感じて自己評価が低くなったりします。

一人で悩まず、専門機関への相談を！

【DV かもと思ったら・・・】

自分も DV を受けているかもと思ったら、一人で悩まずに相談してください。

また、あなたの周りに DV 被害にあっている人も相談をためらっている人がいるかもしれません。

相談された、又は被害に気づいた方は、被害を受けている人が専門機関に相談できるよう、支えてあげてください。連絡した人や、その内容に関する秘密は守られます。



児童虐待かもと思ったら・・・

虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」と言えないかもしれません。虐待かもと思ったら、お住まいの市町村、児童相談所までご相談ください。「児童相談所全国共通3桁ダイヤル」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

DV も児童虐待も、一人では抜け出せません。相談してみることで、一人では気づかなかった解決方法が見つかるかも



しれません。寄り添い一緒に考えてくれる専門の相談窓口があります。プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

出所 内閣府男女共同参画局 11月号